

第6 不活性ガス消火設備の設置等に関する指導基準

1 趣旨

この基準は、不活性ガス消火設備の設置及び維持に関し、法、令、規則及び条例に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 設置方法等

設置方法等は、次によること。

- (1) 不活性ガス消火設備を設置する場合は、原則として全域放出方式とする。ただし、道路の用に供する部分又は駐車場の用に供する部分に設置する場合で、「第2章第11 火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所」に適合する場合は、移動式（消火剤は二酸化炭素に限る。）とすることができる。
- (2) 全域放出方式及び局所放出方式の不活性ガス消火設備は、令又は条例に基づき設置する場合以外であっても、常時人がいない部分以外の部分には設置しないこと。
- (3) 全域放出方式の防護区画の開口部は、階段室、非常用エレベーターの乗降ロビーその他これらに類する場所に面して設けないこと。
- (4) 全域放出方式の防護区画の高さは、原則50m以下とすること。
- (5) 全域放出方式の不活性ガス消火設備を地階に設ける場合は、当該防護区画の床面積を500m²以下とすること。ただし、次に定める場合にあっては、この限りでない。
 - ア 防火対象物の地階の階数が1であること。
 - イ 防護区画の外周の2面以上及び周長の1/2以上が外気に開放された部分（以下「ドライエリア等」という。）に隣接していること。
 - ウ ドライエリア等に面して避難口（10（5）及び（6）に準ずること。）が設けられていること。
 - エ ドライエリア等には、地上へ出るための斜路、階段等の施設が設けられているとともに、当該施設まで避難口から幅員1m以上の通路が確保されていること。
- (6) 全域放出方式の防護区画内に固定された気密構造体が存する場合には、当該構造体の体積を防護区画の体積から減じること。
- (7) 不活性ガス消火設備（全域放出方式に限る。）1ユニットに設ける防護区画の総数は10区画以内とすること。
- (8) 全域放出方式の一の防護区画には、原則として2以上の室を含まないこと。ただし、主となる室の附室で両室が空調設備等のため構造上別の防護区画とできない場合等は、同一区画とす

ることができるものとする。

(9) 全域放出方式の防護区画は、上下2層に渡る部分を一の防護区画としないこと。

(10) 全域放出方式の防護区画ごとの消火剤は次によること。

防火対象物又はその部分		消火剤				
		二酸化炭素	窒素	IG-55	IG-541	
常時人がいない部分以外の部分		×	×	×	×	
常時人がいない部分	防護区画の面積が1000㎡以上又は体積が3000㎡以上のもの	○	×	×	×	
	その 自動車の修理又は整備の用に供される部分	○	○	○	○	
	その他 駐車の用に供される部分	○	○	○	○	
	発電機室等	ガスタービン発電機が設置されるもの	○	×	×	×
		その他のもの	○	○	○	○
	多量の火気を使用する部分	○	×	×	×	
	通信機器室	○	○	○	○	
指定可燃物を貯蔵し、取扱う部分	○	×	×	×		

○：設置できる。 ×：設置できない。

3 貯蔵容器置場

貯蔵容器置場については、次によること。

(1) 貯蔵容器置場は、防護区画内を経ることなく廊下等の共用部又は屋外から出入りできる場所に設けること。

(2) 貯蔵容器置場は、不燃材料（出入口にあっては、避難方向開きの常時閉鎖式防火戸とすること。）で区画された専用室とすること。

(3) 貯蔵容器置場は、室温40℃以下で温度変化の少ない場所とすること又は室温40℃以下とするための有効な換気設備が設置されていること。

(4) 貯蔵容器置場の出入口には、「不活性ガス(消火剤名)消火設備貯蔵容器置場」及び「立入禁止」の表示をすること。また、全域放出方式の二酸化炭素を消火剤とする不活性ガス消火設備（以下「二酸化炭素消火設備」という。）については、次の標識を設けること。【図1、2】

【 図 1 】



大きさ：縦30cm以上、横30cm以上

地 色：白色

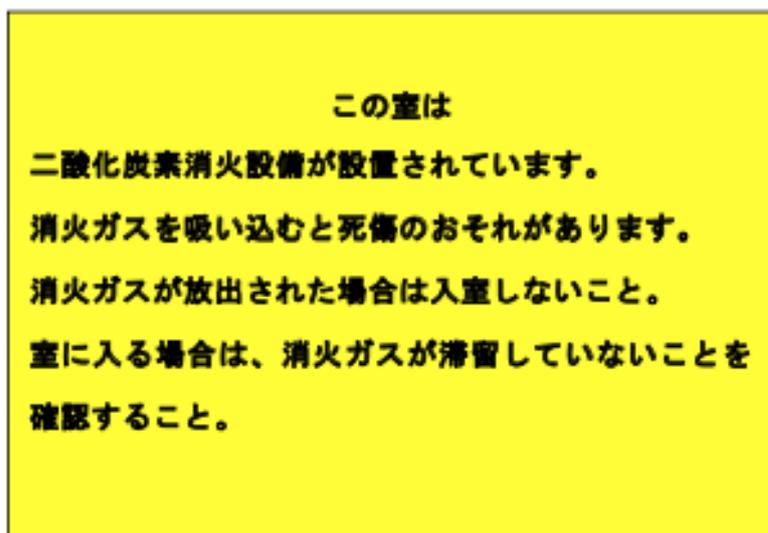
人 　：黒色

煙 　：黄色

文 字：「CO₂」及び「二酸化炭素 CARBON DIOXIDE」は黒色、「危険」及び「DANGER」は黄色とする。

シンボル：地色は黄色、枠は黒色、感嘆符は黒色とする。

【 図 2 】



大きさ：縦20cm以上
横30cm以上

地 色：黄色

文字色：黒色

- (5) 貯蔵容器置場内には、非常用照明装置を設けること。
- (6) 貯蔵容器置場内は、点検及び貯蔵容器等の交換に必要な空間が確保されていること。
- (7) 貯蔵容器置場及び貯蔵容器には、次の表示を設けること。

ア 貯蔵容器置場

消火設備の概要	
1 設置場所	7 その他必要な事項
2 防護容積	8 設置年月
3 ヘッドの種別及び数量	9 施工者名
4 放出方法及び放射時間	
5 消火剤の種別・数量	
6 加圧ガスの種別・数量	

(注) 防護区画が2以上の場合は、設置場所、防護容積等の表示部に、それぞれの防護区画がわかるように区分して表示すること。

イ 貯蔵容器

不活性ガス消火設備消火薬剤	
1 消火剤の種類	
2 消火剤量	
3 製造年	
4 製造者名	

4 配管等

配管等については、次によること。

- (1) 鋼管を用いる配管及び管継手の防食処理は、その内外の両面に施したものであること。
- (2) 配管を地中に布設する場合にあっては、ピットを設けて敷設する等の有効な防食措置を施すこと。
- (3) 容器弁、安全装置及び破壊板は、認定品又は「不活性ガス消火設備等の容器弁、安全装置及び破壊板の基準」(昭和51年告示第9号)に適合すると認められるものとする。
- (4) 放出弁は、認定品又は「不活性ガス消火設備等の放出弁の基準」(平成7年告示第1号)に適合すると認められるものとする。
- (5) 選択弁は、認定品又は「不活性ガス消火設備等の選択弁の基準」(平成7年告示第2号)に適合すると認められるものとする。
- (6) 噴射ヘッドは、認定品又は「不活性ガス消火設備等の噴射ヘッドの基準」(平成7年告示第3号)に適合すると認められるものとする。

ドの基準」(平成7年告示第7号)に適合すると認められるものとする。

- (7) 配管には、他の設備配管と明確に区別することができる措置をすること。
- (8) 建築物の免震部及びエキスパンションジョイントによる接続部等を貫通する配管は、可撓継手等を用い耐震上の保護をすること。

5 制御盤

制御盤については、次によること。

- (1) 全域放出方式の制御盤は、認定品又は「不活性ガス消火設備等の制御盤の基準」(平成13年告示第38号)に適合すると認められるものとする。
- (2) 制御盤付近には、次に示す図書等を備え付けること。

ア 機器構成図

イ 系統図

ウ 防護区画及び貯蔵容器を貯蔵する場所の平面図

エ 閉止弁の開閉操作手順及び手動自動切換え装置の操作手順

オ 取扱説明書

カ 予備品

- (3) 制御盤は、原則として点検に便利な貯蔵容器置場に設け、安全かつ容易に操作ができる空間を確保すること。
- (4) 制御盤等は、地震等の振動に耐えるよう設置すること。

6 火災等の表示装置

次の(1)から(5)までに掲げる内容(以下「移報項目」という。)を自動火災報知設備の受信機に表示するとともに警報を発すること。

ただし、自動火災報知設備が設置されていない場合にあっては、移報項目を表示するとともに警報を発することができる装置(以下「火災表示盤」という。)を常時人のいる場所又は機械式立体駐車場の操作部等若しくは手動式の起動装置の直近に設置するとともに、防護区画の配置図及び取扱説明書を備えること。

- (1) 閉止弁の開閉の状態
- (2) 消火設備の起動
- (3) 防護区画ごとの起動方式(自動又は手動)
- (4) 防護区画ごとの火災の発生
- (5) 防護区画ごとの消火剤の放出

7 音響警報装置

音響警報装置については、次によること。

- (1) 音響警報装置は、認定品又は「不活性ガス消火設備等の音響

警報装置の基準」(平成7年告示第3号)に適合すると認められるものとする。なお、音量調整用のダイヤルが容易に変更できるものにあつては、設定後シール等でダイヤルを固定するなどの処置を施すこと。

- (2) 音響警報は、放送設備と連動して遮断しないこと。
- (3) 音声による警報を発するスピーカーは、音声警報が防護区画内のいずれの部分においても明瞭に聞きとれる必要があるため、放送設備又は業務用等他のスピーカーと隣接して設置しない等の措置をすること。
- (4) 音声警報装置の増幅器及び再生装置は、貯蔵容器置場等で直射日光及び高温多湿となる場所を避けて設けること。
- (5) 音響警報装置のみでは効果が期待できないと認められる場合には、赤色の回転灯の附置等の措置をすること。

8 起動装置

起動装置については、次によること。

- (1) 全域放出方式の起動は、次によること。
 - ア 二酸化炭素を放射するものにあつては、手動式とすること。ただし、防火対象物が無人の場合又は手動式によることが不十分な場所に設けるものにあつては自動式とすること。なお、自動式とする場合は、次の例により注意文章を自動火災報知設備の受信機及び制御盤に表示すること。



消火設備連動

この受信機(制御盤)に接続された感知器には、消火設備と連動しているものがあり、作動試験により消火剤が放出される危険性がありますので、点検開始前に必ず確認し、連動停止などの必要な措置を行ってください。

地色：赤色 文字色：白色

- イ 窒素、IG-55及びIG-541を放射するものにあつては自動式とすること。
- ウ 点検等で防護区画内が有人となる場合には、手動式に切り替えられること。
- (2) 自動式の起動装置
 - ア 系統の異なる2以上の感知器の火災信号を受信した場合に起動する方式とし、火災信号の受信の方法は、次のいずれかの方式とすること。

(ア) 不活性ガス消火設備専用に設けた感知器の火災信号と自動火災報知設備の受信機を経由した感知器の火災信号を制御盤で受信する方式

(イ) 不活性ガス消火設備専用として設けた系統の異なる2以上の感知器の火災信号を制御盤で受信する方式

イ 感知器は、次により設けること。

(ア) 感知器は、防護区画ごとに警戒区域を設定し、規則第23条及び第24条に準じて設けること。ア(ア)の自動火災報知設備の感知器の警戒区域は、不活性ガス消火設備専用に設けた感知器と警戒区域を同一とすること。

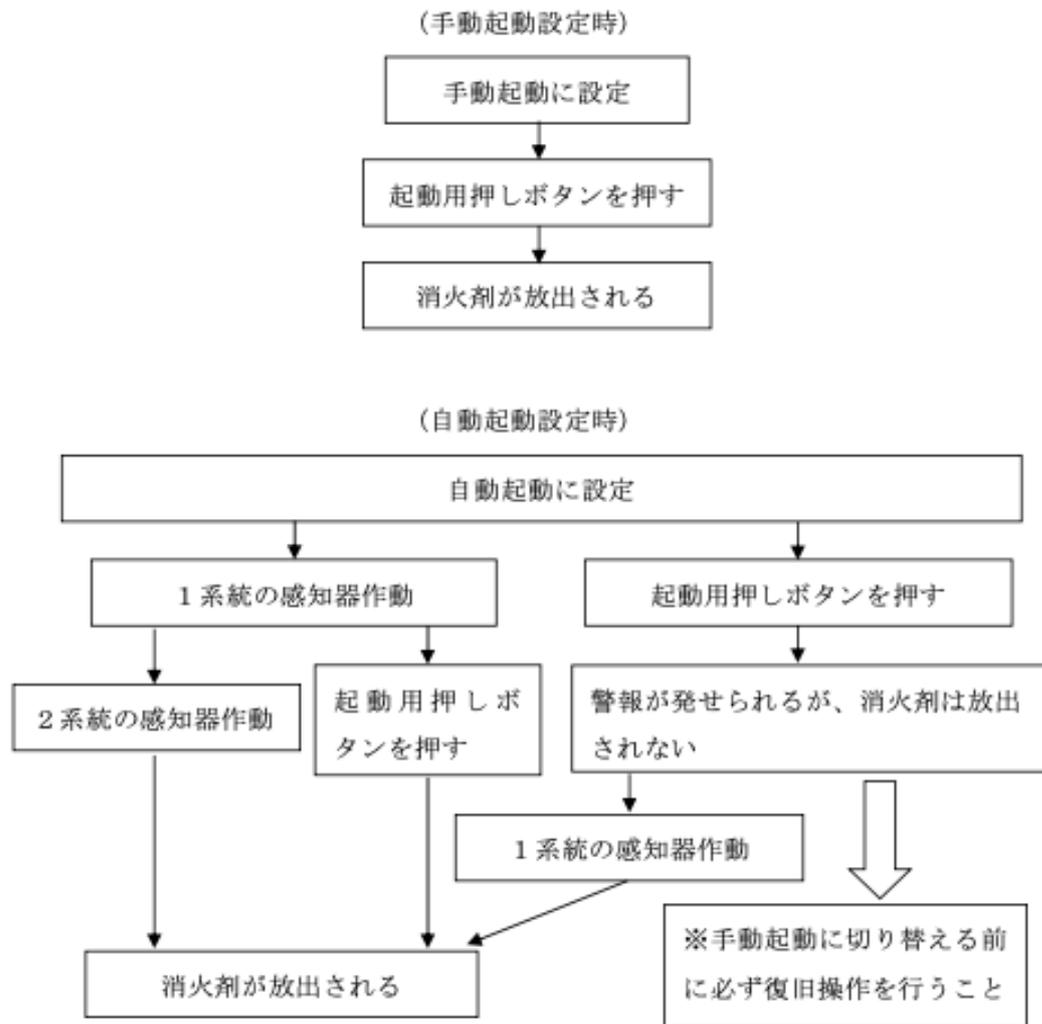
(イ) ア(イ)の「系統の異なる2以上の感知器」は同一の種類の感知器としないこと。

(ウ) 不活性ガス消火設備専用として設ける感知器は、当該感知器又はその直近に、不活性ガス消火設備専用であることが明確に区別できる表示をすること。また、自動火災報知設備の感知器で不活性ガス消火設備の起動信号を兼ねるものにあっても、その旨の表示をすること。

(エ) 高さが概ね31mを超える機械式立体駐車場等(以下「高層立体駐車場等」という。)に設ける感知器は、早期に火災を覚知する必要があることから、系統の異なる2以上の感知器の1系統は煙感知器とし、差動式分布型感知器と同じ高さ(最上部にあっては、天井又は天井に近い位置)に設置すること。なお、系統の異なる2以上の感知器の1系統を自動火災報知設備とする場合は、自動火災報知設備の感知器を煙感知器とすること。

(オ) R型受信機又はアナログ式受信機が設置されている高層立体駐車場等に設置する感知器は、出火位置を特定しやすいものとする。

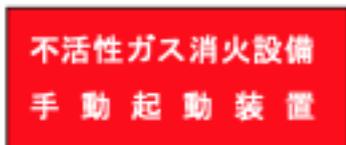
ウ 自動式の二酸化炭素消火設備に設ける手動式の起動装置は、次のフロー図に示すように、二酸化炭素消火設備起動用の感知器の作動と手動式の起動装置の作動で放出するものとする。



(3) 手動式の起動装置

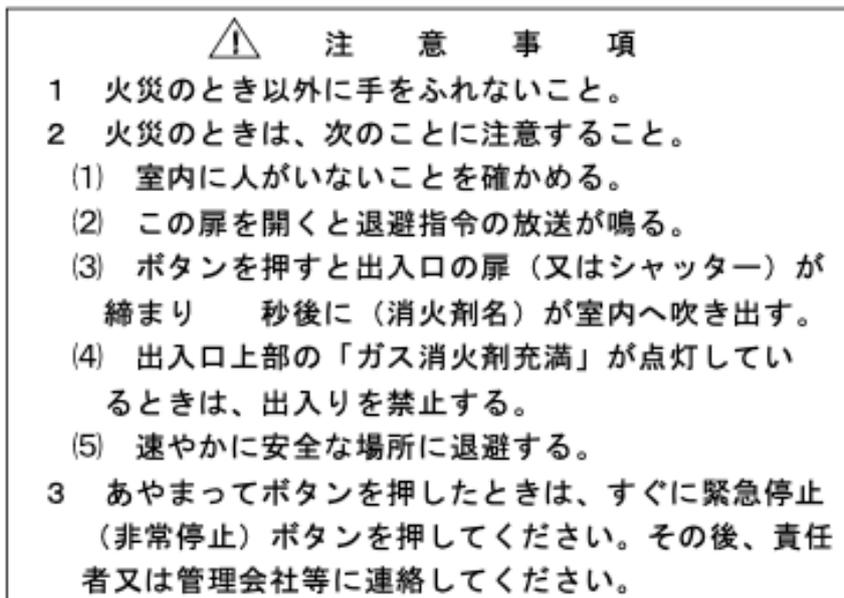
- ア 手動式の起動装置は、振動、衝撃、腐食等の影響を受けるおそれがなく、当該防護区画内を見とおすことができ、かつ、避難が容易で安全な場所に設けること。
- イ 全域放出方式の手動式の起動装置は、当該防護区画の外で主要な出入口の直近に設けること。
- ウ 手動式の起動装置の操作箱は、評定品又は「二酸化炭素消火設備の安全対策に係る制御盤等の技術基準について」(平成4年2月5日付消防予第22号以下「22号通知」という。)に適合すると認められるものとする。
- エ 手動式の起動装置には、見やすい箇所に次の例のような表示を設けること。

(ア) 手動式の起動装置の表示



大きさ：縦10cm以上、横30cm以上
地 色：赤色 文字色：白色

(イ) 注意事項の表示



(注1) 音響警報装置がサイレン又はベルの場合は、文中の2(2)の「退避指令の放送」を「サイレン」又は「ベル」と書き替えるものとする。

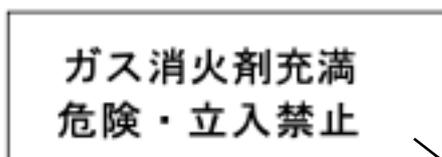
(注2) 文字：2cm平方以上

(注3) 地色及び文字色：地色が白色の場合は文字は黒色、地色が灰色の場合は文字は緑色とする。なお、3については、文字を赤色とする。

9 保安措置

保安措置については、次によること。

- (1) 全域放出方式の防護区画の外側には、消火剤放射時に消火剤が放射された旨を表示する次の例のような表示灯をすべての出入口付近の見易い位置に設けるとともに、表示回路の配線が当該防護区画内を経由する場合は、耐火配線とすること。また、表示灯のみでは効果が期待できないと認められる場合には、赤色の回転灯の附置等の措置をすること。



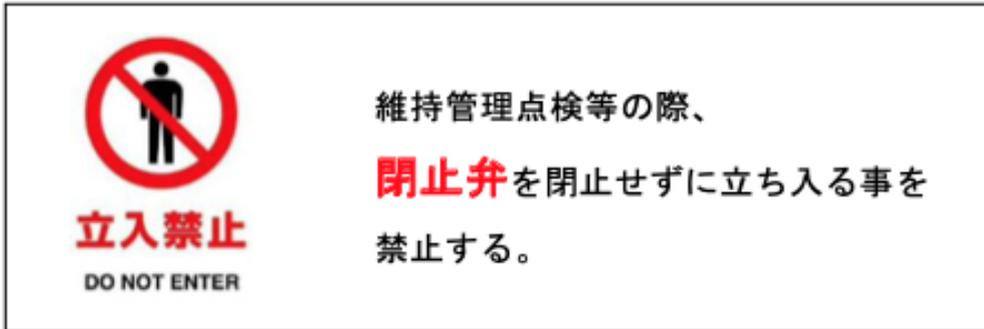
本 体：赤色
大きさ：縦8cm以上 横28cm以上
地 色：白色又は暗紫色
文字色：赤色（消灯時は地色と同色）

(社) 日本消火装置工業会認定品ラベル

(2) 全域放出方式の防護区画の外側には、次の例のような表示を主要な出入口扉等の見易い位置に設けること。

ア 二酸化炭素消火設備を放射するもの

図1、2及び次の標識



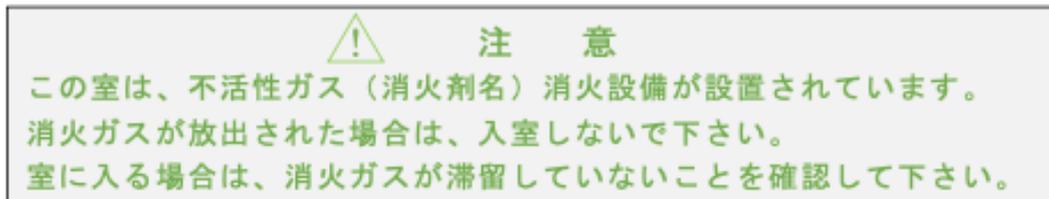
大きさ：短辺8cm、長辺24cm 地色：白色

文字(字体・大きさ・色)：「立入禁止」(MSゴシック・太字36・赤色)

「DO NOT ENTER」(MSゴシック・太字18・黒色)

「維持管理点検等の際、閉止弁を閉止せずに立ち入る事を禁止する。」(MSゴシック・28・黒色(閉止弁のみ36・太字・赤色))

イ 窒素、IG-55及びIG-541を放射するもの

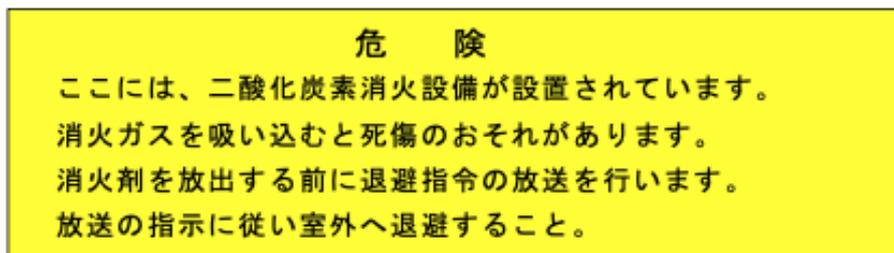


大きさ：縦20cm以上、横30cm以上 地色：灰色 文字色：緑色

(3) 全域放出方式の防護区画内には、見易い位置に次の例のような表示を設けること。

ア 二酸化炭素を放射するもの

図1及び次の標識



大きさ：縦27cm以上、横48cm以上 地色：黄色

文字色：黒色 文字：2.5cm平方以上

- イ 窒素、IG-55及びIG-541を放射するもの
 (ア) 音響警報装置が音声の場合

注意

ここには不活性ガス(消火剤名)消火設備を設けています。
 消火剤を放出する前に退避指令の放送を行います。
 放送の指示に従い室外へ退避して下さい。

大きさ：縦27cm以上、横48cm以上 地色：黄色
 文字色：黒色 文字：2.5cm平方以上

- (イ) 音響警報装置がサイレン、ベル等の場合

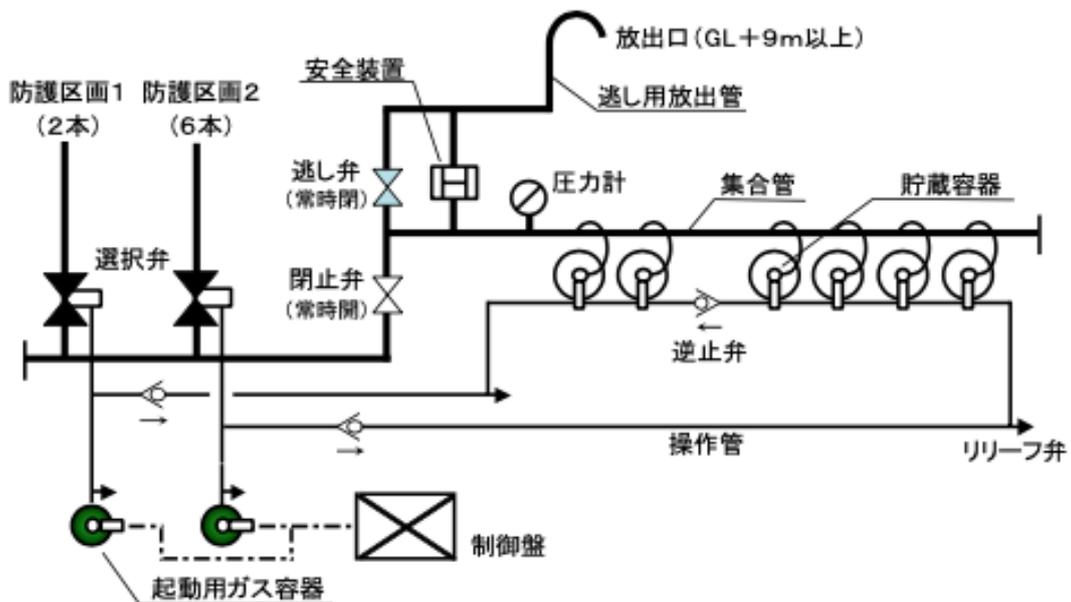
注意

ここには不活性ガス(消火剤名)消火設備を設けています。
 消火剤を放出する前にサイレンが鳴ります。
 窒息の危険があるので、ただちに室外へ退避して下さい。

大きさ：縦27cm以上、横48cm以上 地色：黄色
 文字：黒色 文字：2.5cm平方以上

- (4) 集合管には、次の例図に示すように閉止弁、逃し用放出管、安全装置、圧力計を取り付けること。

【例図】



- (5) 閉止弁は、認定品又は「不活性ガス消火設備の閉止弁の基準」(令和4年告示第8号)に適合すると認められるものとするほか次によること。
- ア 原則集合管に設けること。ただし、設置場所が確保できない等、やむを得ない場合は操作管に設けることができる。
 - イ 閉止弁の閉止状態を作業員等が十分判別できるよう、操作箱に点滅する表示灯を設け、かつ、自動火災報知設備の受信機又は制御盤にも点滅する表示灯を設けること。
 - ウ 表示灯による点滅表示ができない場合は、作業員等が閉止弁の閉止状態を判別するための警報音を付加すること。
- (6) 逃し用放出管は、次によること。
- ア 逃し用放出管は、消火薬剤を有効かつ安全に大気に放出できる口径とすること。
 - イ 逃し弁本体に「常時閉」の表示(板)を設けること。
 - ウ 放出口は、人が直接吸引するおそれがなく高濃度の消火剤が滞留するおそれがない場所及び給気口又は窓等から防火対象物内部に消火剤が流入するおそれがない場所(以下「消火ガス放出場所」という。)に設けること。なお、二酸化炭素を放出するものにあつては、地上からの高さが9m以上の位置に設けること。ただし、逃し用放出管の放出端に圧力を低下させるためのホーン等を設け拡散放出することにより、安全が確保できる場合は、この限りでない。
- (7) 起動用ガス容器と貯蔵容器を接続する操作管には、起動用ガス容器内のガスの漏洩により貯蔵容器が開放しないよう誤作動防止のための逃がし弁(起動用ガス容器内のガス漏洩時の低圧では開放して操作管内の圧力上昇を防止し、起動用ガス容器開放時の高圧では閉止する機能を有する弁をいう。以下「リリーフ弁」という。)を設けること。ただし、操作管へのリリーフ弁の設置以外の方法により操作管内の圧力上昇による誤作動を防止するための措置が講じられている場合は、この限りではない。なお、リリーフ弁の基準は、「参考資料5 二酸化炭素消火設備の逃がし弁の基準」によること。
- (8) 全域放出方式の起動装置の放出用スイッチ又は引き栓等の作動から貯蔵容器の容器弁又は放出弁の開放までの時間(以下「遅延時間」という。)は、次によるものとし、遅延時間の調整用ダイヤルが容易に変更できるものにあつては、設定後シール等で調整用ダイヤルを固定すること。

ア 二酸化炭素を放射するものの遅延時間は、20秒以上とするほか、退避時の歩行速度等、各部分の条件を考慮し、十分な遅延時間を設定すること。

(ア) 次の a 又は b のいずれか小さい方の時間により算出すること。

a 次の計算式により算出する遅延時間

$$t = (l_{\text{room}} / v + t_{\text{start}}) \times 1.5$$

t: 遅延時間(単位 秒)

l_{room} : 当該居室等の最遠部分から当該居室の出口の一に至る歩行距離(単位 m)

v: 歩行速度=1m/秒

t_{start} : 避難開始時間=15秒(駐車のために供される部分にあつては30秒)

b 次の計算式により算出する最大遅延時間

(手動起動の場合)

$$t_{\text{max}} = 150 - ((l_{\text{room}} / v) \times 1.5)$$

(自動起動の場合)

$$t_{\text{max}} = 90$$

t_{max} : 最大遅延時間(単位 秒)

l_{room} : 当該居室等の最遠部分から当該居室の出口の一に至る歩行距離(単位 m)

v: 歩行速度=1m/秒

(イ) (ア) a により算出した時間が、(ア) b の最大遅延時間を超える区画にあつては、当該区画に二酸化炭素消火設備を設置することが望ましくないことから、次のいずれかの対応をとること。

a 二酸化炭素消火設備以外の消火設備の設置

b (ア) a により算出する時間が最大遅延時間を越えないような区画の大きさへの変更

イ 窒素、IG-55及びIG-541を放射するものは、直ちに放出(5秒以内)すること。ただし、防護区画の形成のため直ちに消火剤を放射できない場合は、防護区画の形成に要する時間(20秒以内)とすることができる。

(9) 全域放出方式の手動式の起動装置には、遅延時間内であれば消火剤が放射されないようにできる「緊急停止装置」を設けること。

10 防護区画

全域放出方式の不活性消火ガス設備を設置した防護区画は、次によること。

- (1) 防護区画の開口部は防火戸とすること。
- (2) 防護区画に設ける開口部は、人の出入り、換気等のための必要最小限のものとする。
- (3) 換気口及びダクト等の開口部は、ダンパー等を設け、当該消火設備の起動と連動して閉鎖（閉鎖用にガス圧を用いるものにあつては、起動用ガス容器のガスを用いないこと。）すること。
- (4) 避難の用に供する廊下等に面して防護区画の開口部がある場合は、防護区画内において放出された消火剤のほか火災の際に生じた有害物質が、避難の用に供する廊下等に著しく漏れるおそれの少ない構造の防火戸等（JIS A 4702又はA 4706で定める気密性能がA-3等級以上のものとする。）を設けること。
- (5) 防護区画は、各部分からの歩行距離が20m（窒素、IG-55及びIG-541を放射するものにあつては30m）以下となるように複数の出入口を設け、二方向避難を確保すること。
ただし、防護区画の各部分から避難口の位置が容易に確認でき、かつ、各部分から1の出入口までの歩行距離が20m（窒素、IG-55及びIG-541を放射するものにあつては30m）以下である場合にあっては、この限りでない。
- (6) 防護区画に設ける出入口等は次によること。
 - ア 出入口の扉は、原則として防護区画の外側に随時開くことができること。
 - イ 出入口の扉は、自動閉鎖装置付のもの又は当該消火設備の起動と連動して作動し、放出前に閉鎖する装置を設けたものとする。
 - ウ 出入口の扉及びシャッター等は、気密性を確保するとともに、消火剤の放射による室内圧の上昇により容易に開放または破壊しないものとする。
 - エ 出入口の扉は、幅75cm、高さ120cm以上とすること。
 - オ 出入口を自動扉とする場合は、停電時には自動的に扉が閉鎖するとともに、随時手動による開放が可能で、かつ、手動開放後は自動的に閉鎖する構造とすること。
 - カ 電動式シャッター等は、当該消火設備の起動と連動して放出前に閉鎖する装置を設けたものとするとともに、停電時においても閉鎖することができるように非常電源を有するものとする。

キ 窓は開放できない構造とすること。なお、ガラスを用いるものにあつては、網入りガラス又はこれと同等以上の強度及び耐熱性を有するもので、飛散防止フィルム等の飛散防止の措置が施されたものとする。

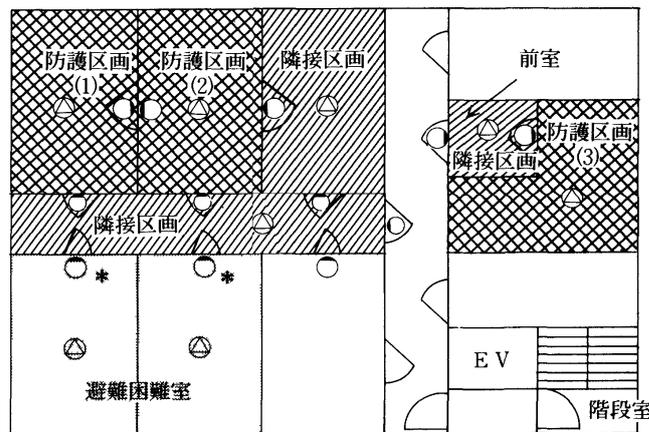
- (7) 防護区画内には、避難経路を明示することができるよう誘導灯を設けること。ただし、非常照明が設置されているなど十分な照明が確保されている場合にあつては、誘導標識によることができる。
- (8) 防護区画の換気装置は当該消火設備の起動と連動し停止すること。
- (9) 防護区画内で可燃性気体又は可燃性液体を燃料として使用する機器は、当該消火設備の起動と連動して自動的に燃料の供給を遮断し運転を停止すること。ただし、機器の急激な停止に危険が伴うもの又は機器の急激な停止が困難で多量の給排気を伴うガスタービン等にあつては、防護区画外からの給排気専用のダクト等を設ける等、消火に支障のない構造とすること。
- (10) 全域放出方式の不活性消火ガス設備を設けた防火対象物は、原則として、消火剤を放射した防護区画を通過しなくては避難できない部屋、廊下等を設けてはならない。ただし、常時無人の小規模な機械室等で消火剤が防護区画に放出される旨を有効に報知できる音響警報装置を規則第19条第5項第17号の例（音声による警報装置に限る。）により設けた場合にあつてはこの限りでない。
- (11) 防護区画内に不燃材料で天井又は床を張る場合であっても、天井又は床に気密性がない場合は、天井内又は床下を防護区画に含めること。
- (12) 防護区画を構成する区画壁は、消火剤が漏洩するおそれがない構造とすること。特に、ALCパネル、押出成形セメント板等の工場生産された規格部材等による施工方法を用いたものにあつては、モルタル塗り等による仕上げ、目地部分へのシーリング材等の充てんその他の必要な漏洩防止対策を講じること。

11 防護区画に隣接する部分に係る安全対策

全域放出方式の不活性ガス消火設備を設置した防護区画に隣接する部分に係る安全対策（窒素、IG-55及びIG-541を放射するものにあつては、防護区画の位置・構造等を勘案して必要とする場合に限る。）は次によること。ただし、防護区画において放出された消火剤が開口部から防護区画に隣接する部分（以下「隣接区画」という。）に流入する恐れがない場合又は保安上の危険性がない場合にあつては、この限りでない。

(1) 防護区画又は隣接区画以外の部分で、隣接区画を經由しなければ退避することができない部屋（以下「避難困難室」という。）には、消火剤が防護区画に放出される旨を有効に報知できる音響警報装置を規則第19条第5項第19号の2ハの例により設けること。なお、この措置を講じた避難困難室については、規則第19条第5項第19号の2ロの規定にかかわらず放出表示灯の設置を省略することができるものとする。【例図】

【例図】



凡例

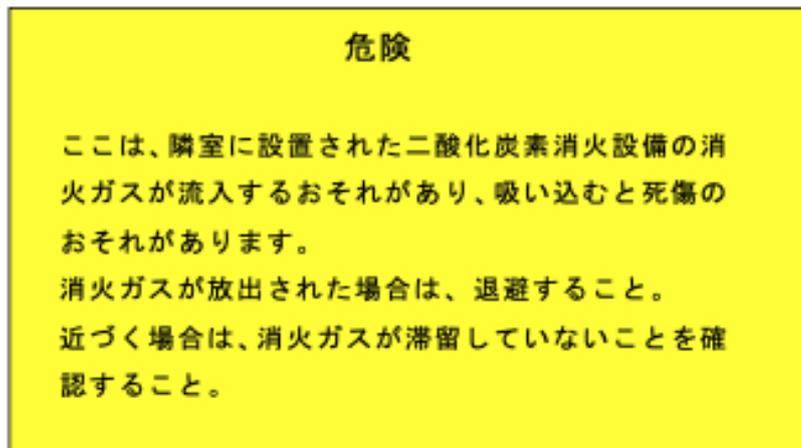
- | | | | |
|---|---------|---|-------------------------|
|  | : 出入口 |  | : 防護区域 |
|  | : 放出表示灯 |  | : 防護区域に隣接する部分
(隣接区域) |
|  | : スピーカー |  | : 避難困難室 |

注) ○のうち*印のついたものは、当該避難困難室に△を設ければ設置を省略して差し支えない。

(2) 規則第19条第5項第19号の2ロの規定に基づく放出表示灯は規則第19条第5項第19号イ(二)に規定するものと同じのものとすることができる。

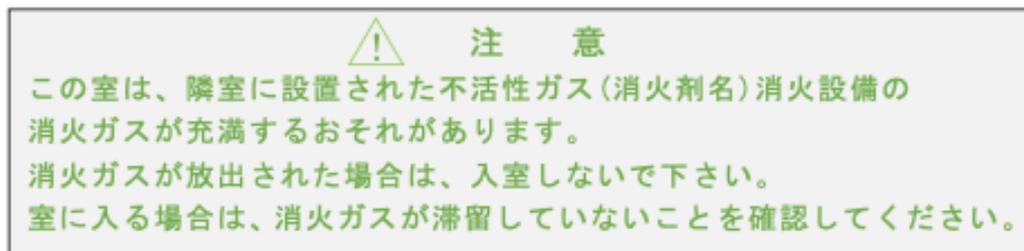
(3) 隣接区画のすべての出入口（防護区画の出入口を除く。）扉等の外側の見易い位置に、次の例のような表示を設けること。

- ア 二酸化炭素を放射するもの
図 1 及び次の標識



大きさ：縦20cm以上
横30cm以上
地 色：黄色
文字色：黒色

- イ 窒素、IG-55及びIG-541を放射するもの



大きさ：縦20cm以上、横30cm以上 地色：灰色 文字色：緑色

- (4) 防護区画から隣接区画に漏洩した消火剤及び燃焼生成ガスを、消火ガス放出場所に排出するため、13排出措置の例による排出措置を講ずること。ただし、排出措置を機械排出装置とした場合は、防護区画と隣接区画の機械排出装置を兼用することができる。
- (5) 隣接区画に設ける出入口は次によること。
- ア 隣接区画に設ける出入口の扉（防護区画に面するもの以外のものであって、通常の出入口又は退避経路として使用されるものに限る。）は、原則として当該部分の内側から外側に容易に開放される構造のものとすること。
- イ 出入口の扉は、自動閉鎖装置付のもの又は当該消火設備の起動と連動して閉鎖する装置を設けたものとすること。
- ウ 出入口を自動扉とする場合は、停電時には自動的に扉が閉鎖するとともに、随時手動による開放が可能で、かつ、手動開放後は自動的に閉鎖する構造とすること。
- (6) 隣接区画には、防護区画から漏洩した消火剤が滞留するおそれのある地下室、ピット等の窪地が設けられていないこと。

(7) 防護区画において放出された消火剤が開口部から隣接区画に流入する恐れがない場合若しくは保安上の危険性がない場合は、次に該当する場合とする。

ア 隣接する部分が直接外気に開放されている場合又は外部の気流が流通する場合

イ 隣接する部分の体積が防護区画の体積の3倍以上である場合（防護区画及び当該防護区画に隣接する部分の規模・構造等から判断して、隣接する部分に存する人が高濃度の消火剤を吸入するおそれのある場合を除く。）

ウ 漏洩した消火剤が滞留し、人命に危険を及ぼすおそれがない場合

12 避圧措置

全域放出方式（二酸化炭素を放射するものを除く。）の不活性ガス消火設備を設置した防護区画には、当該防護区画内の圧力上昇を防止するための措置（以下「避圧措置」という。）をすること。

(1) 避圧措置は、原則として自然排出とすること。ただし、自然排出以外の方法で確実に排出することが確認できる方法であれば当該排出によることができる。

(2) 避圧措置として設ける排出口（以下「避圧口」という。）は、地上からの高さが9m以上の場所（9（6）ウの「消火ガス放出場所」に準ずること。）に設けること。ただし、安全が確保できる場合は、この限りでない。

(3) 避圧口を屋上等の人が立ち入る場所に設置する場合は、避圧口の設置場所に規則第19条第5項第17号及び6に定める基準に従い、音響警報装置を設置すること。ただし、当該避圧口の周囲に人が容易に近づくことができないよう措置が施されたものについてはこの限りでない。

(4) 避圧口は噴射ヘッドから放射された消火剤が直接あたる場所に設置しないこと。

(5) 避圧口は防火戸と同等以上の耐火性能を有するとともに、消火剤の放出終了までに確実に閉鎖する機構が設けられたものであること。

(6) 避圧口の面積算定方法は、次によること。

$$A=K \cdot Q / \sqrt{P-\Delta P}$$

A：避圧口面積 (㎡)

K：消火剤による定数 (1.34)

Q：噴射ヘッドからの最大流量 (㎡/分)

P：防護区画の許容圧力 (Pa)

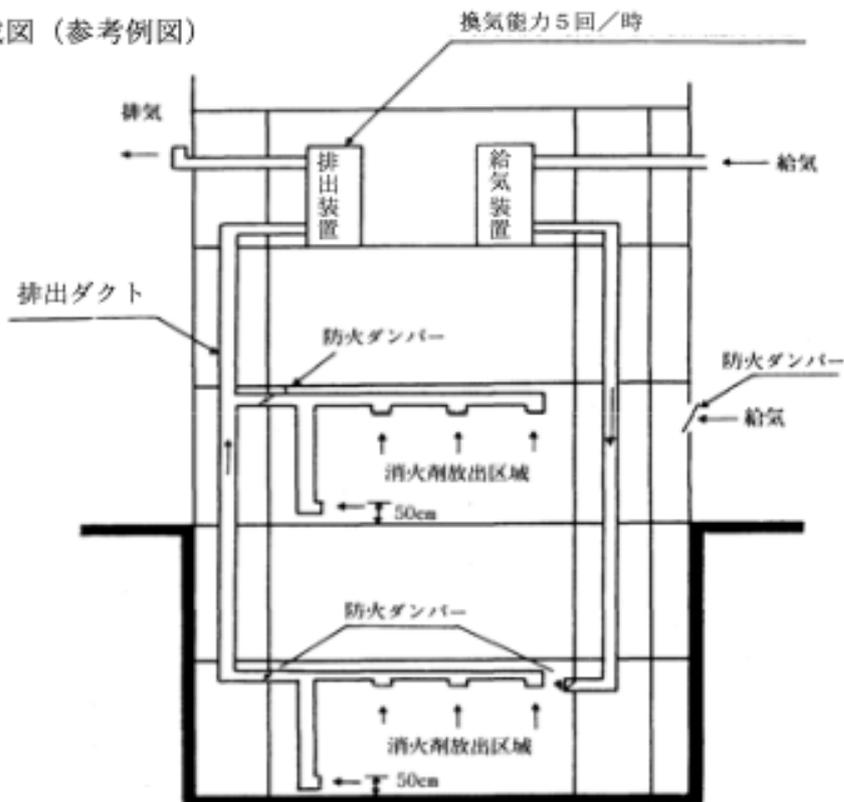
Δ P:ダクトとの損失 (Pa)

13 排出措置

放出された消火剤及び燃焼生成ガスは、消火ガス放出場所へ次に定める方法で排出することができるものであること。

- (1) 機械排出装置（以下「排出装置」という。）の換気能力は、おおむね1時間当たり5回程度の能力を有すること。ただし、放出された消火剤及び燃焼生成ガスが有効に排出されることが確認できる場合は、この限りでない。
- (2) 排出装置を起動する場合には、当該防護区画への給気ができること。
- (3) 屋外に排出された消火剤及び燃焼生成ガスが局部的に滞留しないこと。
- (4) 排出装置の排出口は、地上からの高さが9m以上の場所(9(6)ウの「消火ガス放出場所」に準ずること。)に設けること。ただし、安全が確保できる場合は、この限りでない。
- (5) 排出ダクト及び給気ダクトは、原則として専用ダクトとすること。ただし、他の一般換気用ダクト等で、ダンパーの制御により、有効かつ安全に排出できるものにあつては、この限りでない。
- (6) 排出装置の吸気口の1以上は、床面からの高さがおおむね50cm以下の位置とすること。ただし、有効に消火剤及び燃焼生成ガスが排出できると認められるものにあつては、この限りでない。
- (7) 排出装置(ダクト及びダンパーを除く。)又は機械給気装置(以下「給気装置」という。)は、原則として当該防護区画外に設けること。
- (8) 排出装置、給気装置の起動及びダンパー等を復旧するための操作部は、当該防護区画外で容易に接近できる安全な場所、貯蔵容器置場又は防災センター等に設け、その直近に操作方法を明記したマニュアル等を掲出すること。

排出装置等構成図（参考例図）



- 注 1 排出装置、給気装置及び防火ダンパーは、起動装置と連動しガス放出前に停止及び閉鎖すること。
 2 排出装置及び給気装置の起動又は防火ダンパーの切替えは防護区画外でできること。

14 非常電源

排出装置及び給気装置の非常電源は、防護区画外の自家発電設備、蓄電池設備、非常電源専用受電設備等とすること。

15 パッケージ型の設置

貯蔵容器と制御機構等を一体とした比較的簡易な装置（以下「パッケージ型」という。）の設置は、2及び12の他、次によること。

(1) パッケージ型の操作部は、防護区画の外に設置すること。

(2) 放射された消火剤及び燃焼生成ガスを排出するための排出措置は、13に定める排出方法又は評価書に記載された排出方法とすること。

(3) 消火剤放出時には、消火剤を放出した旨を自動火災報知設備の受信機等に表示すること。

16 移動式の不活性ガス消火設備

移動式の不活性ガス消火設備については、次によること。

(1) 移動式のホース、ノズル、ノズル開閉弁及びホースリールは、認定品又は「移動式の不活性ガス消火設備等のホース、ノズル、

ノズル開閉弁及びホースリールの基準」（昭和51年告示第2号）に適合すると認められるものとする。

- (2) 赤色の灯火を「第2 屋内消火栓設備の設置等に関する指導基準」7(5)イ前段に準じて設けること。なお、太陽電池を活用した灯火装置については、蓄電池を内蔵したものであって、夜間においても常時点灯する必要があること。この場合の設置場所にあつては、太陽電池が太陽光に直接当たらない場所又は直接当たる時間が著しく短い場所には、設けることができないこと。
- (3) 駐車場に設ける場合には、前面に車止等を設け操作に必要な空間を確保すること。
- (4) ホースの長さは、ホース接続口からの水平距離が15mの範囲内の防護対象物の各部分に有効に放射することができる長さとする。
- (5) 次の例のような表示をすること。

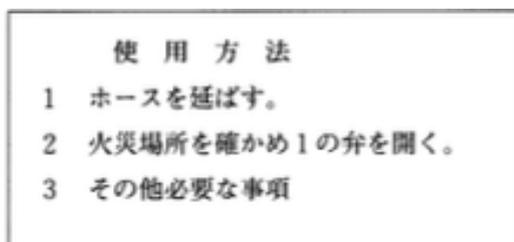
ア 名称の表示



大きさ：縦10cm以上、横30cm以上
地 色：赤色
文字色：白色

イ

使用方法の表示



(注) 大きさ、記載内容等についてはそれぞれの機種、形状及び使用方法によること。

17 その他

不活性ガス消火設備（窒素、IG-55及びIG-541を放射するものに限る。）を規則第19条第5項に定める場所以外の部分に設置する場合は、安全センターの評価において、「迅速に避難及び無人状態の確認が確実に行なえること」、「誤操作等による不意な放出が防止されていること」などの安全対策が確認されているものに限り令第32条又は条例第45条に規定する特例を適用し設置できるものとする。

附 則

この基準は、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この基準は、令和元年 12 月 1 日から適用する。

附 則

この基準は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

1 消火剤の主な物理・化学的性質

参考資料

		二酸化炭素	窒素	IG-55	IG-541
化学式		CO ₂	N ₂	N ₂ (50%) Ar (50%)	N ₂ (52%) Ar (40%) CO ₂ (8%)
分子量		44.01	28.02	33.95	34.0
沸点 (°C. 1atm)		-78.5	-195.8	-190.1	-196
飽和蒸気圧 (25°C. kgf/cm ² abs.)		65.6	—	—	—
消炎濃度 (vol%)		22.0	33.6	37.8	35.4
設計濃度 (%)		34.0	40.3	37.9	37.6
放出後の酸素濃度 (%)		13.9	12.5	13.0	13.1
設計消火剤量 可燃性固体類又は 液体類によるもの		0.8kg/m ³ 但し、可燃 物に依り 異なる場 合がある	0.52 m ³ / m ³	0.477 m ³ / m ³	0.472 m ³ / m ³
毒性	LC50 (%)	9以下	N/A	N/A	N/A
	LOAEL (%)	—	52	52	52
	NOAEL (%)	—	43	43	43
主な分解ガス		なし	なし	なし	なし
オゾン層破壊係数 (ODP)		0	0	0	0
地球温暖化指数 (GWP)		1	0	0	0.08
色		無色透明	無色透明	無色透明	無色透明
貯蔵状態		液体	気体	気体	気体
比重 (gr/L)		1.524	1.16	1.41	1.41
におい		無臭	無臭	無臭	無臭

LC50：ラットに対する4時間暴露で、被検対象の50%が死亡する濃度

LOAEL：人がガスにさらされた時、毒性又は生理的変化を観察しうる最低濃度

NOAEL：人がガスにさらされた時、何の変化も観察できない最高濃度

N/A：Not Available

2 消火原理

(1) 二酸化炭素

二酸化炭素は、熱容量の大きい気体で、一般の火災に対しては化学的に不活性（分解、化学反応等を起こさない。）である。従って、二酸化炭素の消火作用には、

ア 燃料と空気の混合によって形成される可燃性混合気中の燃料及び酸素濃度を低下させ、燃焼反応を不活発にし消火に導く作用

イ 二酸化炭素の熱容量で炎から熱を奪い、炎の温度を低下させ燃焼反応を不活発にし消火させる作用の二つがあり、それらが複合し消火効果をあらわす。

また、保存容器中に液化され貯蔵されている二酸化炭素が、放出時に気化する時の蒸発潜熱も火炎の冷却に寄与し、消火剤としてより効果的に作用する。

(2) 窒素、IG-55、IG-541

窒素、IG-55、IG-541を放射するものは、継続燃焼ができなくなる酸素濃度（以下「消炎濃度」という。）まで不活性ガスにより酸素濃度を低下させることにより火災を消火するものである。消炎濃度は、一般的に14.3%と考えられているが、十分な安全をみて12.5%から13%程度を目標に設計されている。

3 防護区画に放出された消火剤の危険性

(1) 二酸化炭素

空気中の二酸化炭素濃度による人体に対しての影響は、次のとおりである。

なお、消火剤として用いられる二酸化炭素の濃度は、防護区画の大きさ等にもよるが、概ね35%以上である。

ア 二酸化炭素濃度が2%で、呼吸が深くなり、濃度の上昇に伴い呼吸抵抗が増す。

イ 二酸化炭素濃度が3～6%で、過呼吸、あえぎ、悪心、吐き気などが現れる。

ウ 二酸化炭素濃度が7～9%以上で、激しいあえぎが現れ、約15分で意識不明となる。

エ 二酸化炭素濃度が10%以上で、調整機能が不能となり、約10分で意識不明となる。

オ 二酸化炭素濃度が25～30%で、呼吸消失、血圧低下、感覚消失が生じ、数時間後に死に至る。意識を喪失する。

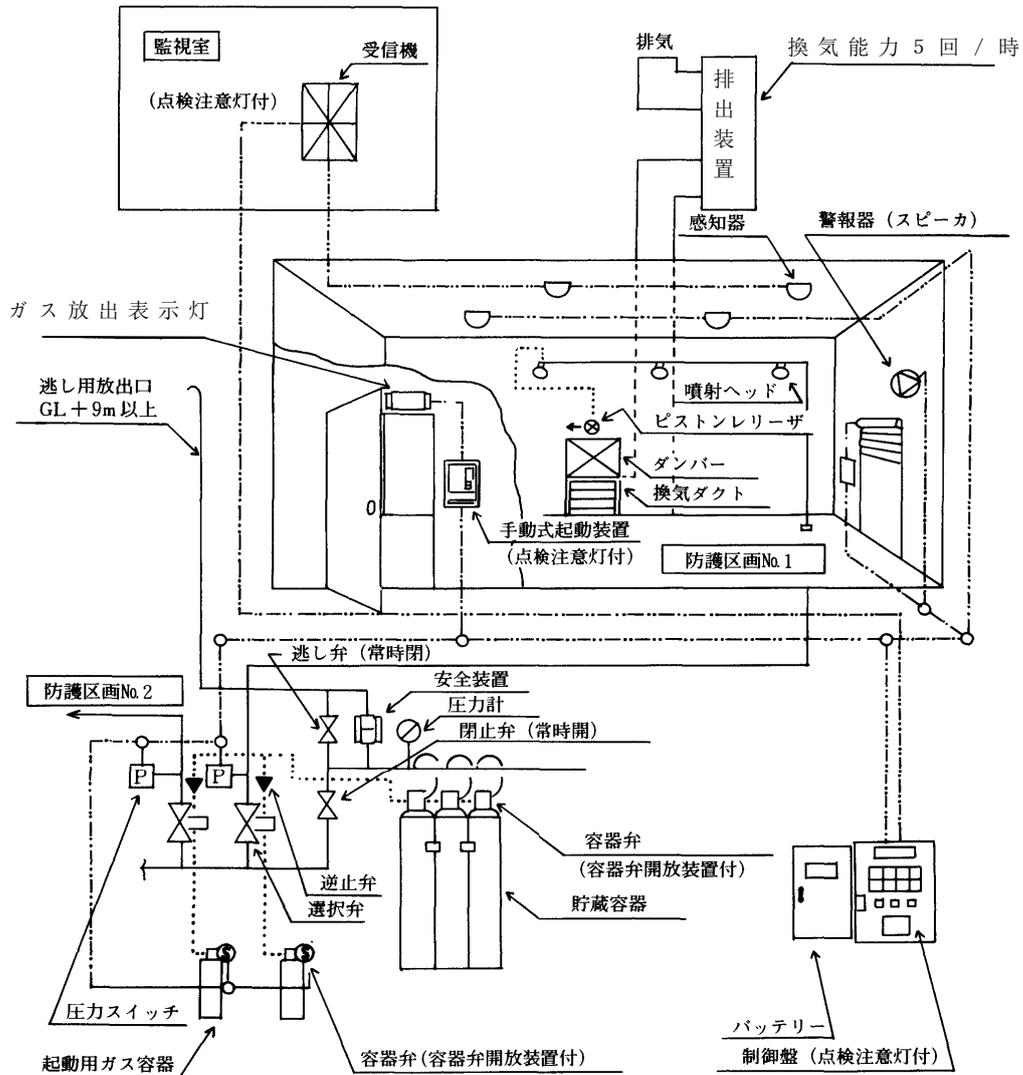
(2) 窒素、IG-55、IG-541

空気中の酸素濃度が10%以上の場合、短時間であれば人体には顕著な影響はないとされている。しかし、防護区画内（特に小さな

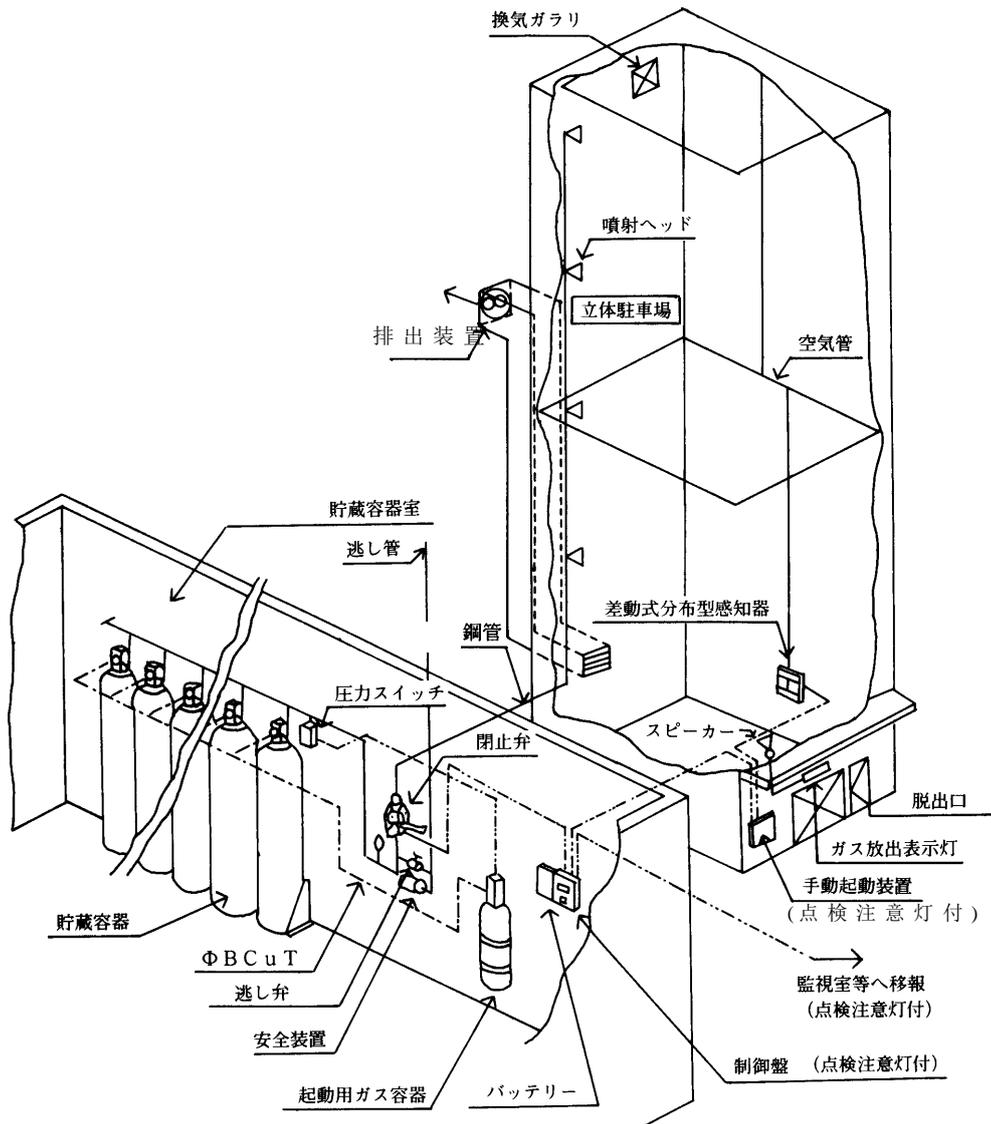
防護区画)に気密構造体(ダンボール、書籍等)を多量に持ち込まれたりすると、消火剤を放出した防護区画内は設計濃度よりさらに酸素濃度が低くなり危険となる。

4 参考例図

(1) 不活性ガス消火設備系統図【例1】



(2) 不活性ガス消火設備系統図【例2】



(感知器の設置方法)

- ア 高層立体駐車場等においては、1の系統を煙感知器とすること。
 - イ 煙感知器は1種若しくは2種を、壁面(車室の車の側面側)にそれぞれ1ヶ所以上、空気管と同じ高さの位置に設置すること。(最上部は、天井又は天井に近い位置に設置すること。)
 - ウ 最下端に設ける煙感知器は、非火災報を防止するため、車の乗入れ面から10m以上の位置に設置すること。
 - エ 差動式分布型感知器は2種を、高さ15m未満ごとに設置すること。
 なお、火災時には上部ほど熱が滞留することから、上部にいくにしたがって設置間隔を密にすることが望ましい。
- 5 二酸化炭素消火設備の逃がし弁の基準

(1) 趣旨

この基準は、「二酸化炭素消火設備の設置に係るガイドライン」(令和4年11月24日付け消防予第573号)第11に基づいて設置する二酸化炭素消火設備に用いる逃がし弁の構造、機能等について定めるものとする。

(2) 構造及び機能

逃がし弁の構造は、次に定めるところによる。

ア 作動圧力で開放し大気にガスを逃がし、閉止圧力で閉止するものであること。

イ 使用時に破壊、亀裂等の異常を生じないものであること。

ウ ほこり又は湿気により機能に異常を生じないものであること。

エ 本体の外表面は、使用上支障のおそれがある腐食、割れ、きず又はしわがないものであること。

オ さびの発生により機能に影響を与えるおそれのある部分は、有効な防錆処理を施したものであること。

カ ゴム及び合成樹脂等は、容易に変質しないものであること。

(3) 耐圧試験

逃がし弁の弁箱は、二酸化炭素消火設備の最高使用圧力(温度40度における起動用ガス容器、貯蔵容器又は貯蔵タンクの蓄圧全圧力。以下同じ)の1.5倍の水圧力を2分間加えた場合に、漏れ又は変形を生じないものであること。

(4) 気密試験圧力

逃がし弁は、二酸化炭素消火設備の最高使用圧力の窒素ガス又は空気圧力を5分間加えた場合に、漏れを生じないものであること。

(5) 作動試験

逃がし弁は0.25メガパスカル以下の作動圧力で開放し、作動圧力以上3.5Mpa以下の閉止圧力で閉止すること。

(6) 表示

逃がし弁には、次に掲げる事項をその見やすい箇所に容易に消えないように表示すること。

ア 製造者名又は商標

イ 製造年又は型式